

原子力災害対策特別措置法施行規則の改正について

平成 24 年 7 月 18 日
内閣官房
原子力安全規制組織等改革準備室
経済産業省
文部科学省
国土交通省

1. 背景

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）の中で原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「法」という。）が改正され、同法第 13 条の 2（新設）において防災訓練の結果の報告が原子力事業者に対して義務づけられることとされた。同条の規定において、報告については原子力規制委員会規則の定めるところにより、報告すべきこととされていることを踏まえ、当該報告の内容についても新たに定めることとした。（改正の概要（1））

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生以来、教訓の洗い出しと対策の検討を行い、平成 23 年 6 月、「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」において、28 項目にわたる教訓と対策が取りまとめられた。同年 12 月には、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会において中間報告がとりまとめられた。これらを踏まえ、原子力事業者の作成する原子力事業者防災業務計画に規定する内容を拡充することとした。（改正の概要（2））

さらに、原子力安全委員会による『原子力施設等の防災対策について』の見直しについての考え方について（中間とりまとめ）（平成 24 年 3 月）において、緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）の地震・津波等の自然災害に対する頑健性がなく、交通遮断や通信設備の使用不能等による本部要員の参集遅れや非常用発電機の故障、通信インフラの麻痺等により機能不全に陥ったことや放射性物質の拡散により要員が別の場所に移動せざるをえず、諸々の機能不全に陥ったという旨の指摘があった。これを踏まえ、原子力安全・保安院においてオフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会を開催したところであり、オフサイトセンターの設置要件を見直すこととした。（改正の概要（3））

2. 改正の概要

(1) 防災訓練の結果の報告の内容（新設関係）

- ▶ 訓練結果に係る報告様式を定め、以下の事項をその報告内容とする。
 - ①原子力事業所の名称及び場所
 - ②防災訓練の実施年月日

③防災訓練のために想定した原子力災害の概要

④防災訓練の項目

⑤防災訓練の内容

⑥防災訓練の結果の概要

⑦次回防災訓練に向けた改善点

(2) 原子力事業者防災業務計画の規定内容の拡充（第2条関係）

- 以下の事項について、原子力事業者が原子力災害対策を行うために必要な業務を規定した原子力事業者防災業務計画（法第7条）の中で規定すべきこととして追加する。
- ① 原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための緊急時対策所並びに同所における非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備・運用
 - ② 原子力事業所災害対策を後方支援するための拠点（原子力事業所災害対策支援拠点）、遠隔操作が可能な装置その他の資機材及びこれらを管理するための組織（原子力レスキュー部隊）の整備・運用
 - ③ 原子力事業所災害対策の重要な意思決定を行い、かつ当該対策の統括管理を支援するための原子力事業者の本社総合拠点機能（原子力施設事態即応センター）並びに同機能における非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備・運用
 - ④ 原子力事業所内の状況に関する情報を伝送する設備（緊急時対策支援システム、通称：ERSS）の整備・運用
 - ⑤ 原子力事業者の訓練の評価に関すること
 - ⑥ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システムにおける非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持
 - ⑦ 総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設と独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークと緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システム並びに原子力事業所内情報等伝送設備との接続の確保

※計画の修正期間として、6ヶ月の経過措置を規定。

※今回の改正の対象は実用発電用原子炉設置者に限定することとする。再処理事業者等については、原子力規制委員会において引き続き検討。

(3) オフサイトセンターの設置要件の見直し（第16条関係）

- 以下の事項について、要件の見直し又追加を行う。
- ①立地地点を5～30kmに変更。

※個別の事情を判断した上で例外も許容することとする。

②衛星電話の設置、避難経路・放射線モニタリング等に関する情報収集・発信機能の整備による情報収集・通信機能の強化

③仮眠・休憩スペースの確保

④空気浄化フィルター等の放射能遮断機能の確保

⑤30km圏外であり別方向に位置する複数の代替オフサイトセンターを確保

※個別の事情を判断した上で例外も許容することとする。

⑥非常用電源、電源版の設置等による複合災害への対応

※立地地点の変更による移設等が必要な場合について、猶予期間を規定。

※今回の改正の対象は実用発電用原子炉設置者に限定することとする。再処理事業者等については、原子力規制委員会において引き続き検討。

(4) その他

- 原子力規制委員会設置法及びそれに伴って改正されることとなる原子力災害対策特別措置法の施行に際し必要となる技術的改正。

3. 今後の予定

(1) 当面のスケジュール

施行日：原子力規制委員会設置法の施行日（未定）と同日

(参考1) 改正原子力災害対策特別措置法 抜粋

(防災訓練の実施の結果の報告)

第十三条の二 原子力事業者は、第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の規定により行った防災訓練(同項に規定する災害予防責任者と共同して行ったものを除く。次項において同じ。)につき、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その実施の結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に当該報告に係る書類の写しを送付するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないとき、内閣総理大臣の意見を聴いて、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考2) オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会 (第3回) 資料

原災法施行規則に記載すべき要件(案)

	立地・機能要件	変更案
1	立地	<ul style="list-style-type: none"> ■立地地点は、PAZ(およそ5km)圏外、UPZ(およそ30km)圏内 ■地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置く弾力的な措置も必要。
2	参集経路	<ul style="list-style-type: none"> ■参集するために必要な道路、ヘリポート等が確保できていること
3	情報収集・通信	<ul style="list-style-type: none"> ■TV会議システム、電話(衛星電話を含む)、FAX等の通信機器の多重化、多様化が実施されていること ■避難経路・場所、放射線モニタリング、スクリーニング、除染、被ばく医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備を備えていること
4	スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ■床面積はOFC施設の機能が十分発揮できる面積を確保すること。 ■原子力防災専門官の事務室を備えていること ■参集要員等のための仮眠、休憩ができるスペースを確保すること。 ■敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していること。 ■オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備を有していること
5	放射線防護	<ul style="list-style-type: none"> ■被ばく放射線量の低減措置(コンクリート壁、換気設備等)及び空気浄化フィルター等の放射能遮断機能が講じられていること ■表面汚染除去に必要な設備を備えていること
6	維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ■オフサイトセンター及び設備の維持管理に関する責任範囲が適正・明確であること
7	代替OFC	<ul style="list-style-type: none"> ■代替オフサイトセンターがオフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在すること ■代替OFCはUPZ以遠で年間の風向等を考慮して、発電所からOFCの方向とは異なる場所に設置すること。なお、地理的要因等により設置が困難な場合には、国は立地自治体等と調整し、弾力的な措置も必要。 ■既存のOFCと同等の立地や通信設備等の機能を有しているとともに、複数設定すること。
8	複合災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ■OFCは原子力事故に加え、天変地異(地震、津波等)に耐えうる耐震性、防水性等を備えること。 ■重要設備の機能を保つために非常用電源装置、配電盤(地元事業者の電源車が接続できるもの)を具備すること